

令和4年度埼玉県介護支援専門員 更新研修（実務未従事者向け）実施要領

新型コロナウイルス感染症の状況によっては、研修日程等が変更・中止になる可能性があります。
本会ホームページにて最新情報を随時ご確認ください。（状況に合わせて更新します）

1 研修の概要

54時間の研修のうち、講義部分は、動画視聴（YouTube等）とテキストを活用して、所定のレポート等を提出していただきます。演習部分はZoomを用いたオンラインで実施します。演習は、全5日間（午前・午後のいずれか）になります。

2 実施主体

埼玉県介護支援専門員協会

3 研修日程・内容

「介護支援専門員更新研修実施要綱」に基づき、別紙1（日程表）、別紙2（カリキュラム）のとおり実施します。また、本研修は再研修と兼ねて実施します。今年度は、前期1コース、後期1コースです。

4 対象者

埼玉県登録の介護支援専門員で、介護支援専門員証の有効期間満了日が令和5年（2023年）3月1日から令和6年（2024年）2月29日までの方で、現在の介護支援専門員証の有効期間満了日までの5年間（注1）のうちに介護支援専門員として実務（注2）に従事した経験がない方。

※ 申込時に、就業経験がないことを確約して頂きます。現在の有効期間内に一度でも介護支援専門員としての就業履歴があった場合、受講しても更新の要件とならず、更新手続きができません。過去の就業履歴が不明な方は、埼玉県高齢者福祉課（電話 048-830-3232）へお問い合わせください。

※ 当面介護支援専門員として実務に従事する予定のない方は、必ずしも更新する必要はありませんが、有効期間満了の後、再度実務に従事するためには、再研修を受講して介護支援専門員証の再交付を受ける必要があります。

【重要 介護支援専門員としての実務経験】

（注1） 有効期間満了日までの5年間とは

- はじめて更新される方は、「登録日から有効期間満了日までの5年間」
- 前回再研修を受講された方は、「交付年月日から有効期間満了日までの5年間」
- 2回目以降の更新の方は、「前回の有効期間満了日の翌日から現在の有効期間満了日までの5年間」

（注2） 介護支援専門員としての実務とは

次の事業所等で、介護サービス計画等の作成を行うことを指します。
（ショートステイの計画のみの作成をされている方は対象になりません。）

- ア 居宅介護支援事業所（ケアプランを作成しない管理者も含む。）
- イ （介護予防）特定施設入居者生活介護の事業所
- ウ （介護予防）小規模多機能型居宅介護／（介護予防）認知症対応型共同生活介護／地域密着型特定施設入居者生活介護／地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護／看護小規模多機能型居宅介護の事業所
- エ 介護保険施設
- オ 介護予防支援事業所及び基準該当介護予防支援事業所（保健師、社会福祉士、看護師の配置の場合も含む。）
- カ 地域包括支援センター（保健師、社会福祉士の配置で、予防プランを作成した場合も含む。主任介護支援専門員は、ケアプランを作成していない場合も含む。）

5 研修費用

(1) 受講料

42,000円（埼玉県手数料条例に定められた金額）

(2) 支払方法

受講決定後、別途郵送される「払込取扱票」にて、お近くのコンビニエンスストアよりお振込みください。

お支払い頂いた時に返却される「払込受領証」を研修が修了するまで大切に保管してください。領収証の発行は行っておりません。

お振込みいただいた受講料につきましては、受講開始後の返金はできませんのでご了承ください。

6 申込方法

以下の書類を揃えて、**12 申込み・問合せ先**まで送付してください。

① 受講申込書（本会ホームページから様式第2号をダウンロードしてください。）

② 現在の介護支援専門証のコピー（受講申込書の所定欄に貼付してください。）

《本会ホームページ》 https://saitama-cm.com/kenshu/#pin_006

7 申込期限

令和4年5月13日（金）必着

8 受講決定

受講申込をされた方には、「受講決定通知書」を郵送いたします。前期コースは、介護支援専門員として就業される予定が早い方が優先されますので、コースのご希望に添えない場合もございます。

前期コースに決定された方：**令和4年5月20日（金）発送予定**

※令和4年5月27日（金）を過ぎても受講決定が届かない方は、ご連絡ください。

後期コースに決定された方：**令和4年6月17日（金）発送予定**

※令和4年6月24日（金）を過ぎても受講決定が届かない方は、ご連絡ください。

9 研修修了の認定方法

研修の全課程を修了した方を修了者とし、修了者には本会から修了証明書を交付します。なお、研修事業終了後に本会から埼玉県に修了者名簿を提出します。

10 留意事項

- (1) 受講申込みにあたっては、不備がないよう提出書類の作成をお願いします。提出書類は必ず控えを取り、お手元に残してください。御自身の実務経験と異なるコースの研修を修了しても更新要件を満たすことにはなりません。
- (2) 研修中は、携帯電話・研修実施機関の許可を得ていないパソコンやイヤホンの使用など、研修内容と関係のない行為はご遠慮いただきます。研修実施に影響のある状況が見受けられた場合は、面談・協議の上で受講を取り止めていただく場合があります。
- (3) 欠席・遅刻・早退は原則認められません。演習途中での退席が確認できた場合は、欠席扱いとさせていただきます。
- (4) 受講申込後、住所や氏名などの登録事項に変更があった場合は、手続きが必要になりますので、本会と埼玉県高齢者福祉課（電話：048-830-3232）両方へのご連絡をお願いします。

11 オンライン（Zoom）研修受講について

<準備して頂くもの>

	項目	内容
1	インターネット環境	<p>*Zoomを使用し、研修中はインターネットに常時接続するため、高速で安定した有線での使用をお勧めします。（Wi-Fiの場合、音声や画像が途切れることがあります。</p> <p>*研修により発生する通信料は受講者負担となります。データ使用料が大きいため、ご利用の通信料金や契約内容をご確認ください。</p> <p>*Zoom用のIDやパスコードを送信するためのメールアドレスが必要になります。</p>
2	Zoom	<p>*事前にZoomアプリケーションをダウンロードしていただきます。（既にダウンロードが済んでいるパソコンの場合は不要です）</p> <p>*ZoomダウンロードURL https://zoom.us/download#client_4meeting （ミーティング用Zoomクライアントをダウンロードしてください。）</p> <p>*ご自身でZoomに接続出来るか、またカメラ・音声などの確認をしておいてください。</p> <p>*Zoom接続テストURL https://zoom.us/test</p>
3	パソコン	<p>*長時間の講義や演習であることや、接続が切れやすいこと等から、携帯機器（スマートフォン等）の使用は禁止とします。</p> <p>*受講者の起因により接続が切れ、受講が確認出来なくなった時は離席として扱われ、15分以上連続して画面に顔が確認できないなどそれに類した行為等で演習に支障が出た場合、研修の履修が認められない可能性があります。</p> <p>*1人1台のパソコンとし、1台のパソコンで同時に複数名での受講はできません。</p>
4	イヤホン、マイク	<p>*研修内容が外部に漏れることを防ぐため、また発言の際に周囲の音声（特に事務所内の会話等）を拾わないために、イヤホンやヘッドセット（ヘッドホンとマイクが一つになったもの）を推奨します。（パソコンに備え付きのスピーカーやマイクでも可）</p>
5	ウェブカメラ	<p>*パソコンにカメラが内蔵されていない場合は、外付けのカメラが必要です。</p> <p>*研修中は、受講状況を確認するために常時カメラはオンにして、顔が映る状態とします。</p>

※ パソコンの設定、操作方法、インターネット環境や機器の準備などは受講者自身が行ってください。操作などに関するお問い合わせはお受けできません。

※ 詳細は『受講決定通知書』に同封する書類を、ご確認ください。

12 申込・問合せ先

<p>一般社団法人 埼玉県介護支援専門員協会 (住所) 〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2-13-8 ほまれ会館3階 (電話) 048-767-6207 (HP) https://saitama-cm.com/</p>
--

※お問合せは、平日の9時半から16時半の間をお願いします。

※電話番号のお間違えのないようお気を付けください。

* 受講申し込みの送付先としてご利用ください。

<p>〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2-13-8 ほまれ会館 3階</p> <p>一般社団法人 埼玉県介護支援専門員協会 介護支援専門員54時間更新研修担当 宛</p>	<p>〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2-13-8 ほまれ会館 3階</p> <p>一般社団法人 埼玉県介護支援専門員協会 介護支援専門員54時間更新研修担当 宛</p>
---	---